

「団体信用生命保険」のご契約内容の改定に関するお知らせ

団体信用生命保険(※)(以下「三大疾病団信」といいます)をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
さて、このたびご加入いただいている三大疾病団信のご契約内容の改定につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

※「団体信用生命保険」の正式名称

●がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約付き団体信用生命保険

1. 改定の内容

保険金の支払対象の明確化、およびお支払事由の追加

- ① 悪性新生物(がん)の定義について、支払対象を明確化します(従来からお支払対象としていたものを明記することとしたものです)。
- ② 急性心筋梗塞および脳卒中を発病した場合のお支払事由に「その疾病の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき」を追加し、お支払事由を拡大します。

なお、お客様におかれましてはこの改定にともなうお手続きは不要です。

2. 改定実施日

平成 27 年 10 月 1 日

※支払の対象に追加となるのは、手術日が平成 27 年 10 月 1 日以後の急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした所定の手術です。

3. ご注意いただきたい事項

- ・ 今回の改定内容は、平成 27 年 10 月 1 日より前に保障を開始されたお客さまについても適用となります。
- ・ 急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金のご請求につきまして、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした所定の手術日が同年 9 月 30 日以前であるときは、平成 27 年 10 月 1 日以後にご請求をいただいた場合でも、お支払の対象とはなりません。
- ・ 今回の変更に伴い、「被保険者のしおり」が改定となります(別紙の『「がん診断保険金特約」、「急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約」付き団体信用生命保険のご契約内容の改定に関するお知らせ』をご参照ください)。なお、変更後の「被保険者のしおり」は当金庫ホームページ(<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>)に掲載しております。

4. その他お知らせ

- ・ この通知は平成 27 年 9 月 30 日現在のお客さま情報をもとに作成しています。すでに繰上完済等により三大疾病団信の契約を脱退された場合でも、処理の都合上、行き違いでこのお知らせをお送りする場合がありますので、あしからずご容赦くださいますようお願いいたします。

5 お問合せ先

- ・ 金沢信用金庫 営業推進部 営業企画グループ
TEL076-231-0274

がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約付き

団体信用生命保険

被保険者のしおり・申込書兼告知書

この「被保険者のしおり・申込書兼告知書」では金融機関のローン申込にあたり、この保険契約にお申込みいただく方のために保障内容、重要な事項、特にご注意ください事項等をご説明しています。お申込みいただく前に必ずお読みいただき、内容についてご確認・ご了解のうえでお申込みいただきますようお願いいたします。また、保険金のお支払事由が生じた場合、保険金の受取人である金融機関にご連絡いただく必要がありますので、ご家族にもあらかじめご説明いただきますようお願いいたします。

なお、保険のご加入をお断りした場合、あるいはご契約予定のローンが成立しなかった場合は、この保険契約の被保険者にはなりませんので、あらかじめご了承ください。

○以下の項目は、特にご理解いただきたい事項「契約概要」を記載しております。
参照箇所の内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に関する項目	参照箇所(以下の参照箇所をご覧ください。)
商品の仕組み	この保険契約は、団体信用生命保険に、がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約を付加したものです。保険契約の名称および詳細は、「1-I.仕組みについて」をご参照ください。
保険金のお支払事由	「2.団体信用生命保険(死亡保険金・高度障害保険金)のご説明」、「3.がん診断保険金特約のご説明」、「4.急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約のご説明」の各「I.保険金のお支払いについて」
脱退	「E.この保険契約からの脱退について」(お客さま控裏面)
保険金	「用語の解説」の「保険金」
保険料に関する事項	「H-II.保険料について」(お客さま控裏面)
脱退による返戻金	「H-III.脱退による返戻金について」(お客さま控裏面)
引受保険会社、苦情・相談に関する受付先	「用語の解説」の「引受保険会社」、下記の「お客さま相談窓口」、「H-IV.指定紛争解決機関について」(お客さま控裏面)

○以下の項目は、特にご注意ください事項「注意喚起情報」を記載しております。
参照箇所の内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

注意喚起情報に関する項目	参照箇所(以下の参照箇所をご覧ください。)
加入のお申込の撤回等に関する事項	「H-I.ご加入のお申込の撤回等について」(お客さま控裏面)
告知義務に関する事項	申込書兼告知書左頁「ご記入いただく前に必ずお読みください」
責任開始期	「1-IV.責任開始日について」
保険金が支払われない場合	「2.団体信用生命保険(死亡保険金・高度障害保険金)のご説明」、「3.がん診断保険金特約のご説明」、「4.急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約のご説明」の各「II.保険金が支払われない場合について」
脱退による返戻金	「H-III.脱退による返戻金について」(お客さま控裏面)
引受保険会社と生命保険契約者保護機構	「G.引受保険会社と生命保険契約者保護機構について」(お客さま控裏面)
苦情・相談に関する受付先	下記の「お客さま相談窓口」および「H-IV.指定紛争解決機関について」(お客さま控裏面)

用語の解説

保険契約者	引受保険会社と保険契約を結び契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。申込書兼告知書の「保険契約者」欄に記載されています。
被保険者	保険契約の保障の対象となる人のことをいいます。ここでは、金融機関のローン利用者となられた方で、保険加入を希望され、引受保険会社からの承諾を得られた方をいいます。
引受保険会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社のことです。
保険金	所定のお支払事由に該当した場合に引受保険会社から支払われるお金のことをいいます。保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に従って変動(通減)いたします。
責任開始日	申込まれた保険契約の保障が開始される日を責任開始日といたします。
分類項目と基本分類コード	平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められたものをいいます。

お客さま相談窓口 保障内容・告知などについてご不明な点、苦情・相談については以下へご連絡ください。

1 『がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約付き 団体信用生命保険』のご説明

I. 仕組みについて

この保険契約は、金融機関から融資を受けられる賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が死亡されたとき、所定の高度障害の状態、がん診断確定の状態、急性心筋梗塞あるいは脳卒中による所定の状態になられたときに引受保険会社が保険金を保険金の受取人である金融機関に支払い、その保険金を債務の返済に充当する仕組みの団体保険です。

したがって、保険金のお支払事由が生じた場合、保険金の受取人である金融機関にご連絡いただく必要がありますので、ご家族にもあらかじめ説明いただきますようお願いいたします。

また保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに金融機関にご連絡ください。

なお、この保険契約の構成および支払われる保険金は、次のとおりです。

	保険契約(特約および特約を含む)の正式名称	保険金の名称
保険契約(主契約)	団体信用生命保険	死亡保険金 高度障害保険金
特約	団体信用生命保険がん診断保険金特約(団体信用生命保険がん診断保険金特約のがん診断保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特約適用)	がん診断保険金
	団体信用生命保険急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約(団体信用生命保険急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約の急性心筋梗塞診断保険金・脳卒中診断保険金の支払に関する特約適用)	急性心筋梗塞診断保険金 脳卒中診断保険金

※本資料および申込書兼告知書の文中では特約正式名称中の「団体信用生命保険」および特約名称を省略して記載しております。

II. ご加入について

ご加入のお申込にあたって、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」で健康状態を告知していただきます。告知の内容によっては、医師の診断書等を追加してご提出いただきます。また、借入金額(保険金額)が3,000万円を超える場合は、当社所定の「健康診断結果証明書」を添付していただきます。

健康状態等によっては、ご加入をお断りする場合がありますのでご了承ください。

なお、ご加入前に悪性新生物(がん)に罹患したことがある方は、ご加入いただけませんのでご注意ください。

※ご提出いただいた「申込書兼告知書」や診断書等は返却いたしませんので、あわせてご了承ください。

※生命保険会社の職員(営業職員・ご相談窓口担当者等)・金融機関等の職員等にはこの保険契約への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

※告知書には有効期限がございます。

III. 告知義務について

現在および過去の健康状態について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。

申込書兼告知書左頁「ご記入いただく前に必ずお読みください」を必ずお読みください。

なお、生命保険会社の職員(営業職員・ご相談窓口担当者等)・金融機関等の職員等には告知を受領する権限がなく、口頭でお話されても告知いただいたことにはなりません。また、生命保険会社の職員(営業職員・ご相談窓口担当者等)・金融機関等の職員等が、お客さまの告知に際し、事実を告知することはありませんので、この点も含め、告知事項は事実と相違ないことを誓約のうえお申込みください。

IV. 責任開始日について

引受保険会社がお申込を承諾した場合、融資実行日または引受保険会社がお加入を承諾した日のいずれか遅い日を責任開始日とします。なお、借り換え融資の場合のご注意としては、申込書兼告知書の「ご記入いただく前に必ずお読みください」をお読みください。

2 団体信用生命保険(死亡保険金・高度障害保険金)のご説明

I. 保険金のお支払いについて

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当した場合、保険金が支払われます。

保険金の名称	お支払事由
死亡保険金	死亡されたとき
高度障害保険金	責任開始日以後に生じた傷害または疾病により、 別表1 の1.から8.のいずれかの高度障害状態になられたとき

別表1 高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの(※1)
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(※2)
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(※2)
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(※1)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。(※2)「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 保険金が支払われない場合について

次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

1. 責任開始日から1年以内の自殺
2. 告知義務違反によるこの保険契約の解除(※3)
3. 被保険者の故意により生じた**別表1**の高度障害状態
4. 責任開始日前の傷害または疾病による**別表1**の高度障害状態
5. 戦争・その他の変乱による死亡または**別表1**の高度障害状態
6. 保険契約についての保険契約者または被保険者の詐欺行為により取消された場合
7. 保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的があり解除された場合
8. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

(※3) 主契約が解除となった場合には、同時に付加された特約も解除となります。また、特約が解除となった場合、正しく告知がされていなかったことにより主契約も解除となる場合があります。

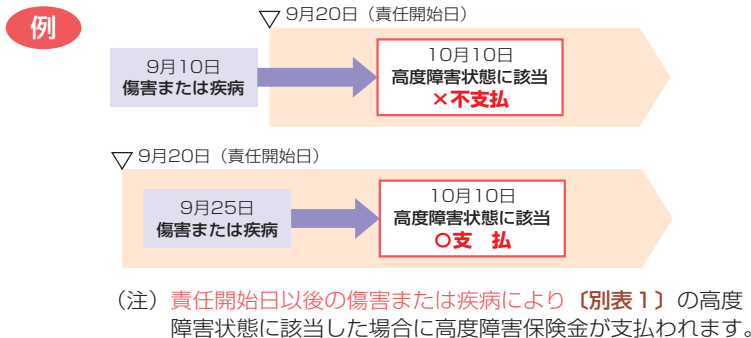
《お支払事由に該当しない場合の例示》

(a) 高度障害状態に該当しない場合

- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。介護用品等を使用して自力でできる場合は、高度障害状態に該当せず、高度障害保険金は支払われません。
- 半身麻痺の場合は、「常に介護を要する状態」でなければ高度障害状態には該当しません。(例えば、左半身の麻痺が生じ、入浴・歩行等については、いずれも他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行うことができる場合は、「常に介護を要する状態」には該当せず、高度障害保険金は支払われません。)

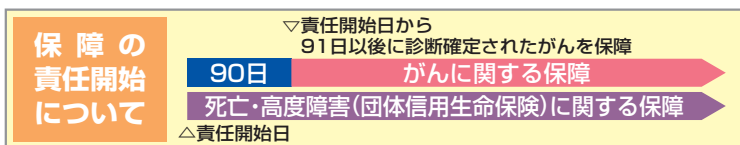
(b) 責任開始日前に生じている傷病を原因とするためにお支払事由に該当しない場合

【高度障害保険金の場合】



3 がん診断保険金特約のご説明

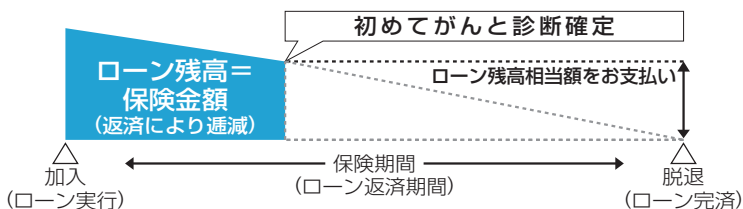
I. 保険金のお支払いについて



被保険者が責任開始日以後、保険期間中に悪性新生物（がん）（※4）に初めて罹患し、医師により悪性新生物と診断確定（※5）されたとき、がん診断保険金が支払われます。

ただし、責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合にはがん診断保険金は支払われません。

（90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合もがん診断保険金は支払われません。責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがん罹患し、がんと診断確定された場合にはがん診断保険金が支払われます。）



（死亡保険金、高度障害保険金、がん診断保険金、急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金のいずれかが支払われた時点で脱退となります。）

- (※4) 対象となる悪性新生物（がん）とは、【別表2】によって定義づけられる疾病とし、【別表3】に区分されるものをいいます。ただし、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内がん」を除きます。
- (※5) がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより医師によってなされることを要します。

別表2 対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの /3・・・悪性、原発部位 /6・・・悪性、転移部位 /8・・・悪性、続発部位 /9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表3 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症〈多血症〉	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

II. 保険金が支払われない場合について

次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

- 告知義務違反によるこの特約の解除（※6）
- 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん診断確定されたとき

被保険者が、責任開始日前までに悪性新生物（がん）と診断確定されていたときは、その被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、この特約は無効となります。

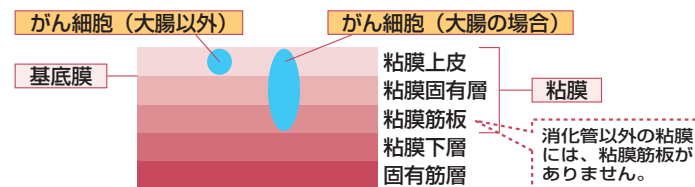
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合
- 上皮内がんの場合

上皮内がんとは、がん細胞の増殖が、その発生母体である上皮の基底膜上（※7）に止まり、上皮の基底膜を越えて周囲の組織に広がっていない状態で、かつ、浸潤していない状態をいいます。ただし、大腸においては、上皮の基底膜を越えてはいるものの、粘膜筋板までの中に止まり、粘膜下層にまで広がっていない状態で、かつ、浸潤していない状態をいいます。

（※6）主契約が解除となった場合には、同時に付加された特約も解除となります。また、特約が解除となった場合、正しく告知がされていなかったことにより主契約も解除となる場合があります。

（※7）上皮の基底膜とは、体の上面を覆っている皮膚、子宮、胃などの諸臓器内側を覆っている粘膜をいいます。

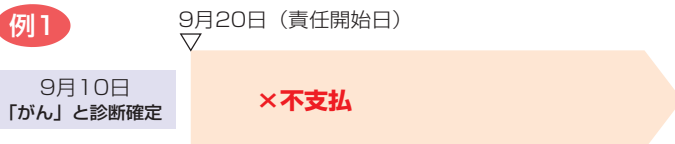
【上皮内がん】イメージ



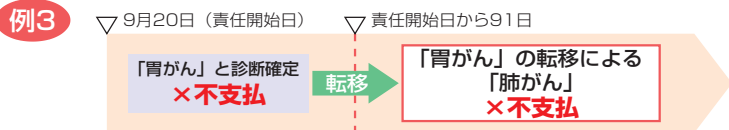
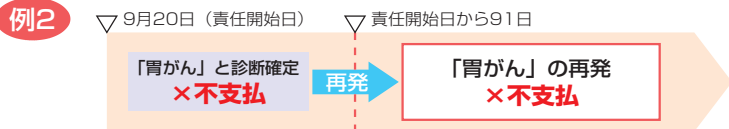
- 保険契約についての保険契約者または被保険者の詐欺行為により取消された場合
- 保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的があり解除された場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

《お支払事由に該当しない場合の例示》

(a) 責任開始日前に「がん」と診断確定されてお支払事由に該当しない場合

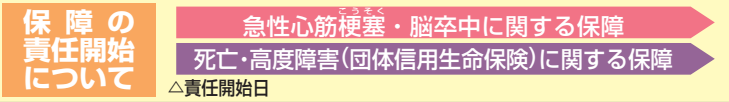


(b) 責任開始日からその日を含めて90日以内に「がん」と診断確定されてお支払事由に該当しない場合



4 急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約のご説明

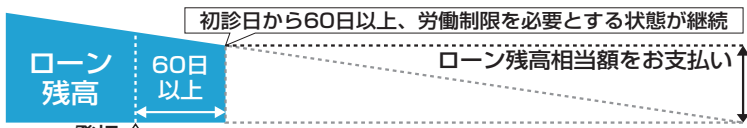
I. 保険金のお支払いについて



【別表4】のお支払事由に該当する場合、急性心筋梗塞診断保険金あるいは脳卒中診断保険金が支払われます。

ただし、責任開始日前の疾病を原因としての急性心筋梗塞・脳卒中の発病については保険金が支払われません。

【急性心筋梗塞の例】



(死亡保険金、高度障害保険金、がん診断保険金、急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金のいずれかが支払われた時点で脱退となります。)

別表4 お支払事由

保険金の名称	お支払事由
急性心筋梗塞診断保険金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所【別表7】において手術【別表8】を受けたとき(※8)
脳卒中診断保険金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ①脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所【別表7】において手術【別表8】を受けたとき(※8)

(※8) 平成27年10月1日以後の手術日が対象です。

対象となる急性心筋梗塞・脳卒中とは、【別表5】によって定義づけられる疾病とし、【別表6】に区分されるものをいいます。

別表5 対象となる急性心筋梗塞・脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

別表6 対象となる急性心筋梗塞・脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患 (I20-I25)のうち、 (1) 急性心筋梗塞 (2) 再発性心筋梗塞	I21 I22
	脳血管疾患 (I60-I69)のうち、 (1) くも膜下出血 (2) 脳内出血 (3) 脳梗塞	I60 I61 I63

(注) 急性心筋梗塞は虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとし、陈旧性心筋梗塞、狭心症等を除きます。脳卒中は脳血管疾患のうち、一過性脳虚血等は除きます。

別表7 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表8 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①~④に該当するものを指します。吸引、穿孔などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術 ②開胸術 ③ファイバースコープ手術 ④血管・バスケットカテーテル手術

II. 保険金が支払われない場合について

次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

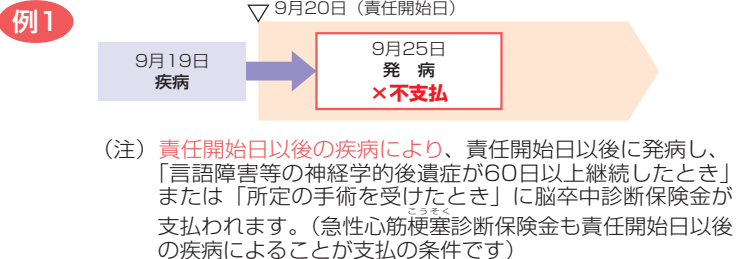
- 告知義務違反によるこの特約の解除(※9)
- 責任開始日前の疾病が原因で急性心筋梗塞または脳卒中になられたとき
- 保険契約についての保険契約者または被保険者の詐欺行為により取消された場合
- 保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的があり解除された場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

(※9) 主契約が解除となった場合には、同時に付加された特約も解除となります。また、特約が解除となった場合、正しく告知がされていなかったことにより主契約も解除となる場合があります。

《お支払事由に該当しない場合の例示》

(a) 責任開始日前に生じている傷病を原因とするためにお支払事由に該当しない場合

【脳卒中診断保険金の場合】



(b) 所定の状態が60日に達せずにお支払事由に該当しない場合

【急性心筋梗塞診断保険金の場合】

